

文化環境評価システム 実施フロー図

時期	システムの実施フロー	目的・内容等	提出物 及び 提出期限
工事施工前年度	<p>スタート</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">①次年度対象事業予定表</div> <p style="font-size: small; margin: 5px 0;"> 検討会で意見交換を実施する場合 検討会で意見交換を実施しない場合 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ●次年度対象事業の登録を行う。 ●次年度検討会で意見交換する事業の選定を行う。 <p style="font-size: small;">選定基準(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 新工法を用いる対象事業 イ 県下での施工実績が少ない工法を用いる対象事業 ウ 設計時に環境配慮に関して外部の有識者の意見を反映させた対象事業 エ 環境配慮方法について、前例がなく県下での情報共有が必要な対象事業 	<p>提出物: 次年度対象事業予定表</p> <p>提出期限: 毎年度3月20日まで</p>
施工年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">②「環境配慮検討書」(検討用)の提出</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">③環境配慮検討会の実施 ★事業主管課と調整し、最適な時期に実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">(工事の設計委託業務)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">④「環境配慮検討書」(施工前)の提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">⑤「環境配慮検討書」(施工後)、関係者意見表の提出</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">⑥対象事業の環境配慮事例をHP等で公表し、情報共有をはかる。</div>	<p>(検討会で意見交換を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工事担当者は、検討会において、実施しようとする工事の環境等配慮の説明を行ない、意見交換を行う。 <p>(検討会で意見交換を実施しない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工事担当者は、環境配慮事項に基づいて環境配慮の検討を実施。(工事完了後に「環境配慮検討書」(施工後)の提出が必要。) <p style="text-align: center; font-size: small; border: 1px dashed red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 検討会で意見交換を実施しない場合も環境配慮の検討及び決定は、必要。 施工後に環境に配慮した検討事項、実施事項を「環境配慮検討書」(施工後)に記載して提出。 </p> <p>(工事の設計委託業務)</p> <p>設計委託が完了している場合は、不要。</p>	<p>(検討会で意見交換を実施する場合)</p> <p>提出物: 環境配慮検討書【検討用】 (様式1-1, 1-2)</p> <p>提出期限: 毎年度4月20日まで</p> <p>(検討会で意見交換を実施しない場合)</p> <p>工事発注機関で環境配慮の検討を実施する。「環境配慮検討書」(検討用)の提出は不要</p>
施工年度		<p>(工事の設計委託業務)</p> <p>設計委託が完了している場合は、不要。</p>	
施工年度		<p>(検討会で意見交換を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工事担当者は、検討会での意見等を参考にしながら、対象工事の配慮内容を工事前に「決定」する。 <p>(検討会で意見交換を実施しない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工事担当者は、環境配慮事項に基づいて環境配慮の検討を実施し、施工前に決定。(工事完了後に「環境配慮検討書」(施工後)の提出が必要。) 	<p>(検討会で意見交換を実施する場合)</p> <p>提出物: 環境配慮検討書【施工前】 (様式1-1, 1-2)</p> <p>提出期限: 工事発注前まで</p> <p>(検討会で意見交換を実施しない場合)</p> <p>工事発注機関で環境配慮の検討を実施し、決定する。「環境配慮検討書」(検討用)の提出は不要。</p>
施工年度		<p>(対象事業すべて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工事担当者は、実施した工事の環境配慮内容について、環境配慮検討書【施工後】を作成。 	<p>(対象登録事業すべて)</p> <p>提出物: 環境配慮検討書【施工後】、関係者意見表(該当する場合) (様式1-1, 1-2, 1-3, 様式2)</p> <p>提出期限: 工事完了年度の3月31日まで ※関係者意見表(様式2)は、該当する場合に環境配慮検討書に添付すること。</p>